

荷田春満の『古事記』解釈と「神祇道德説」

松本 久史

はじめに

荷田春満の『古事記』解釈と「神祇道德説」

国学者荷田春満の古事記訓読と注釈について、筆者は「前期国学の古事記研究——荷田春満の古事記注釈書と書入れ本について——」（『古事記學』第一号、平成二十七年三月所収）において検討を加えた。ここでは、古事記注釈書について、戦前の『荷田全集』第六巻に収録された、春満の甥の門人、荷田信章筆記の注釈書である『古事記劄記』の他にも、京都市東丸神社所蔵の東羽倉家文書のうちに古事記講義の筆記として、春満弟の信名筆写の『古事記抜粹』および信章筆写の『古事記劄記』別本^①零本の二本が残されていることを紹介した。また、訓読に関しても中村啓信の紹介した春満訓書入古事記の諸本に加え、東羽倉家文書の大西親盛筆写の書入古事記を考察の対象とした。

そこで判明したことを整理すると、春満は門人に対して複数回の古事記の講義を行なっていたこと、また、本文の文字および解釈には、講義間で若干の相違があり、研究の進展が見られることなどが明らかとなった。また、『荷田全集』所収の『古事記劄記』は必ずしも原本に忠実な翻刻ではなく、精緻な研究を進めるうえでは問題があることについて指摘した。^③

本稿ではより深く、春満の古事記解釈の内容の分析を進め、春満の神道説である「神祇道德説」との関連を中心に考察し、国学発生期における古事記理解の実態把握に努めたい。

一 先行研究について

右に述べたとおり、春満の古事記注釈について、刊行されたものとしては『古事記節記』一本のみであり、注釈範囲は序文・上中下巻にわたってはいるが、随意の箇所の注釈にとどまっているため、多くが語られているわけではない。同書についての代表的な見解として、三宅清は以下のように『古事記節記』を評している。

本書の荷田学としての意義に就いて一言すれば、元来荷田家は伝統的神道を奉ずる社家であり、その金科玉条とする経典は日本紀、就中、神代巻であつたのである。古事記の如きは、教としての正しい記ではないのであつて、日本紀に比すれば一段低いものとせられた。此古事記を一段低いものとする立場は、本書の諸説中にも往々あらはれて居る（三宅清『荷田春満の古典学』第二卷、私家版、一九八四年、一二八丁ウ）。

荷田学としての古事記の研究は、そこに上代人の精神生活の道を見ようとするのではなく、又、日本紀に対して古く、且つ、日本紀の漢文と異り、その文章が古語のままに記述した点を見知り、そこに漢文化せられ虚飾を蒙らない古伝の真義を求めようとするのでもない。それは、日本の古書の一つとして、日本紀と共に三指に屈する古事記の文言の大意を解明したと言ふに過ぎないものである。此意味に於いて本書は、賀茂真淵本居宣長等の古事記観とは根柢を異にするものであり、本書は右二氏の研究の前に位置するが、二氏の研究は本書と直接の

連繋を持たないのである。古事記研究は近世国学の中心を占めた題目であり、本書も同じ古事記と言ふ題目を研究した、一の先駆とはせられるけれども、その精神に於いて、その目的に於いて、本書は猶、国学の開始以前に属するものである（同右、一二九丁ウ―一三〇丁オ）。

このように、春満が古事記研究に先鞭をつけた意義はあるにせよ、内容には高い評価は与えられていない。

まずは、春満が古事記について実際にどのような見解をいだいていたのだろうか。門人との問答を記録した『日本書紀問答抄』に、以下のように日本書紀と古事記の優劣の比較が論じられている。

もし古事記三巻の本辞を見て、音訓を一句の中にましへ用ひしを、日本紀よりハ訳文につたなくといひ、或は助字の法、日本書紀よりハあたらすといひて、安万呂の文章親王にハおとれりといふ人有へけれど、それハこと古き、あたらしきをわきまへさるものならし。かの古事記ハ本辞にしたかひて改ためたる事おほく、古体のま、にとりひろひあつめたる記と見れば、訳文につたなきも安万呂のつたなきにハ有へからす。助字の法にあたらぬも万呂(ママ)の疎にハなるまし。しかれハ、安万呂の文章の術、親王にもそこはくおとれりとハ、何を以てかいはんや。よし文章、親王におとらす、且、古事記の撰ミてなればとて、親王と共に日本書紀を撰ミしるせる人ならんかとつたへて難有ましきかとハ、中くいひかたし。いかにとなれば、安万侶か古事記のむねと、此日本書記のむねとハ天地ほどのたかひあれハ也。安まる子細に旧辞をとりひろふとハいへとも、此日本書記のことくに精しくして、且、正しきにハしかす。かの稗田阿礼か所誦之 勅語旧辞といへとも、此日本書記にハしるし給ハぬことおほく、又、古事記にもれしことをあまたしるしと、め給ふ事もあれば、此日本書記こそ、あまれるをはふき、たらざるを補ひ給ひて、全く正しき紀にして、天地と共になかく伝ハるへく、日月と共にあきらけき万世のか、みと

なるへき教のふミとハいふへけれ。しかれとも、日本書記のむねと古事記のむねとの大にことなることハりも、おとりまさりの天地のことくなりといふことも、二つの紀を見明らかめたる人ハしるへし。しらざる人とハ論かたし。いかにとなれば、目しひたる人とハ物の色あひを論ふにたらざるとひとしければ也。故に、た、正史と私記とのうへを以て、その証をわきまふるのミ（『日本書紀問答抄 巻第一』『新編 荷田春満全集』第二巻、おうふう、平成十六年、三〇〇～三〇一頁、傍線・強調は松本、なお、若干読点を付し、抹消部分の翻刻は略した）。

このように、春満は、古事記と日本書紀の文章を比較し、一句の中に漢字の音訓を混じているなど、古事記の構文は稚拙ではないかとする問いに対し、問いの通りとしながらも、それは太安万侶が意識的に「古体」のままを記録したためであり、文章力が低いわけではないのだ、と弁じている。その上で、日本書紀と古事記とは趣旨の大きな違いがあり、いにしへの事柄を委細洩らさず詳細に記述した日本書紀こそが正しい「教え」の書であり、古事記とは価値の上で天地の懸隔があるのだ、とまで述べている。春満のこの認識と、三宅清が『古事記笱記』に下した評価は、ほぼ同様であることがわかるであろう。つまり、春満の古事記に対する低い評価は、日本書紀神代卷理解に深く関わっている。

二 神祇道德説と春満の古事記評価との関係

春満の神道説を「神祇道德説」として学界にはじめて紹介したのは、國學院大學の岩橋小弥太である。⁽⁴⁾ 岩橋は戦前の『荷田全集』編纂事業に関わり、春満の神代卷講義の筆写である『日本書紀神代卷笱記』・『日本書紀神代卷笱記別本』・『日本書紀神代卷抄』を校訂しているように、近代の研究者としては最も早い時期に春満の神道説の内容を把握している。岩橋は、春満の「神祇道德説」とは、神代卷を徹頭徹尾、勧善懲悪的に解釈することであり、他に類例の

ない、歴史上特異な位置を占めていると論じている。ここでいう「神祇道德」という語は、岩橋の造語ではなく、春満の門人誓詞「門人契約及姓名録」に、「謹辱蒙於神祇道德之深旨」と記されていることに基づいており、春満が早い時期から用いていた語である。⁽⁵⁾以降、昭和期には三宅清、三木正太郎、上田賢治の諸氏により、春満の「神祇道德説」に対し、それぞれの立場からの論考がみられるが、それらの詳細は既発表の拙論を参照されたい。⁽⁶⁾

筆者は、春満の神代卷理解に基づく「神祇道德説」の概要についてはすでに述べているが、⁽⁷⁾具体的には神代卷の記述から「霊」・「氣」・「形」の三要素から人間が構成されると理解したうえで、⁽⁸⁾霊の優越、形（肉体）の劣位という二項対立的な構造を、現実の君臣・親子・夫婦等の関係に及ぼして論じることの特徴があり、一見儒家神道的な主張とも思われるようなものである。春満は、神代卷上下はそのような「神祇道德」を、「教え」そのものとして直接説くのではなく、神々の事跡として舎人親王が編纂した書であると理解しており、神代卷の本書・一書の構成も教えを伝えるための親王の編纂上の工夫と見做している。さらに、日本書紀の巻次構成についても、一・二巻を神代上下の巻として神の事跡、すなわち教えの書として編纂し、神武紀以降は干支を記し、人の世の事実として区別していることも親王の深慮であり、尊重すべきであると説いている。

このような春満の見地から、引用したように、日本書紀と比較すれば価値として劣ると古事記は位置づけられており、古事記解釈にもこれら春満の「神祇道德説」の影響がみられると考えられるのである。岩橋小弥太は

彼にまた古事記の筈記があるが、其の講述の態度は日本書紀とは全く違つてをつて、それは純然たる訓詁の書である。たゞ僅に一二ヶ所道德説が見えてゐるに過ぎない」（岩橋小弥太「荷田春満の神祇道德説」『神道史叢説』、

と、指摘するが、その「道德説」についての具体的な言及はない。以下、『古事記節記』の記述の中から、具体的に「神祇道德説」の影響があると考えられる個所を抽出し、考察を加えていきたい。

三 「神祇道德説」の影響

(一) 日本書紀優先の法則

まずは、古事記と日本書紀と異なる記述がみられた時、『古事記節記』においては、日本書紀の記述を正説として優先するという記述がみられる。

① 序文「参神造化首」の記述の解釈

古事記序文の『古事記節記』における記述で、いわゆる「造化三神」について、

コノ三神トサシタルハ、国常立、国狭槌、豊斟ノコノ三柱ノ神ヲサシテ三神トハ云タルモノ也（本文一丁ウ、『荷田全集』第六卷、吉川弘文館、昭和四年、一八二頁 ※本稿では前述の理由により、『古事記節記』の引用は東

羽倉文書の原本から翻刻、適宜読点を付した。なお、原本は古事記本文を掲出し、その下に注釈を二行割書にしているが、翻刻では本文を大字にし、注釈は通常のポイントとした。参考までに『荷田全集』の該当頁を掲出した。以下同様）

とあり、素直に古事記の序文と見れば、本文冒頭の天御中主神と高御産巢日・神産巢日のムスヒ二神を指すと思われるが、春満はあえて日本書紀の本書の三神の事を指すとしている。これは、日本書紀の記述を正統とする理解からであろう。実際、『古事記節記』の古事記本文の注釈には、天地の開闢および造化三神への言及がみられないことも、

これに関連しているようであり、古事記の開闢記事は正統のものではないと理解していたようである。

②雄略記の記述

人代においても、日本書紀が優先される例が見られる。雄略記で、天皇が猪に矢を射たところ、手負いの猪が向かってきた際に木の上に登って逃げたとするが、

登坐榛上下ハ、此所日本紀トハ説違タリ、天皇ニケノホリ玉フト云トキハ歌ノ意ニ不合、故ニコノ説ハ非也、ヤハリ日本紀ニ随フヘキナリ（四八丁ウ、二三二頁）

と、逃げずに立ち向かい、猪を狩った日本書紀の雄略記の記述を正説として採用すべきであるとしている。

以上の①②からは、古事記の記述よりも日本書紀を優先する春満の姿勢が窺える。

(二) 神祇道德説を援用した解釈

①須佐之男命の「勝佐備」

天照大御神とのウケヒに「勝った」後の、高天原における須佐之男命の「勝佐備」については、

於勝佐備トハ、カツニスサミト云義ナリ、コレ勝ニツノリト云意也、コレ又今日ノ教ナリ、至極ヨキ所ヨリ却テ傲リテ、アシクナル有ルモノ也、ソレヲ今日ノ人々モ可慎教コトナリ（九丁オ、一九〇頁）

と、勝ったことに増長することが「勝佐備」であり、勝ちに驕ることは慎まなければならないという「教え」を示している、明白に「神祇道德説」を用いた解釈をしている。

② 大国主神についての理解

多くの兄神（八十神）を差し置いて、大国主神が国を統治することになった理由について、

畢竟、大国主、八十神ヨリモ徳スケレ玉フ故ニ、国ヲ知食スナリ、火々出見尊、弟ナレト国ヲ知食ト同ジ意也、

故ニ八十神タチハ、ミナ不徳ノ神トウカ、ウコトナリ（一一丁ウ、一九三頁）

と、八十神よりも大国主神が徳の優れていたことが理由であるとしている。以下、兎を助けたことや、神々の助けを借り二度も生き返ったこと、黄泉国での苦難を乗り越えたことなどは、すべて、大国主に「徳」のあることを証明するための文であるとしている。ここで見られるのは、長幼の序を超えて、徳あるものが国を統治すべきであるとする主張、すなわち徳治主義である。以下③・④の事例においても同様の論理が展開されている。

③ 山幸彦・海幸彦の「幸易」

古事記では山幸彦が「幸易」を提案するが、『古事記劄記』においては、

余火遠命——トハ、コノ所若シ、余火照命謂其弟火遠理命各——ト云文字ノ誤ニテハナキカトナリ、若不然ハ、

コノ通ニ見テ、古事紀ノ一説ト可見、サレト古事紀ニハ如此クナレト、コノ説アシキユヘ日本紀ニハカヘテ被伝

タルト可見也（二六丁オ、二〇八頁）

と、本文の火照命と火遠理命の表記が逆なのではないのか、という疑義を呈して、日本書紀の兄の海幸彦が「幸易」を提案することを正説としている。しかし、なぜそのような理解になるのについては、この説は悪いというだけで理由の記述が示されず、判然としないが、ここでは、単に日本書紀の記述を優先させるということではなく、以下のように、人の幸を羨むことは不徳であると、春満の神代卷註釈では見なしているためである。

始兄弟二人相謂——トハ、二人相謂ト云ヘハ兄弟共ニ幸ヲ易ヘ玉フ様ナレト、互ヒニ易ヘ玉フニハ非ル也。其意ハ、一書ニ、兄ミ弟ノ尊ニ語リテイハク、吾試ニ汝ト幸ヲ易ント思フトノタマウ也。是ノ意ヲ以テ窺ヘハ、兄ノ方ヨリ幸ヲ易ント望ミ玉フ也。又、本段ニモ、不得其利兄※（傍書）「悔之乃——トハ、兄ハカリ悔ミ玉フ也。弟尊ハ、其利ヲ不得トテモ、悔ミ不給意也。」悔之乃還弟弓箭ト有ルハ、此意ヲ以テ窺フテモ兄ノ方ヨリ請ヒテ、幸易ヲシ玉フベキ理リモ見ユル也。扱テ、試ト云ハ、暫ク易ヘ可給トノ意也。始終易ヘ玉フヘキトノ御心ニ非ルノ義ナリ。故、コ、ロミトハ仰セラル、也。欲易幸トハ、兄ハ弟ノ幸ヲ浦ヤミ玉ヒ、弟ハ兄ノ幸ヲウラヤミ玉フ也。故ニ、幸易シ玉ヘト、自ラ天ヨリ得タル幸ナレハ、各面々ニ備リタル幸ナリ。相易玉ト云ヘト、其幸ハ二神互ニ得玉ハヌノ理リ也。是、今日人上ノ教アリ。纂疏云、人之有^レ才、亦天賦爾、以^レ私欲^レ相易、則兩失之決矣ト云、尤可説也。各備リタル幸有ルニ、易玉ハ、其利ヲ不得ノ理リ有ルベシ。各備リタル幸有ルニ、互二人ノ幸ヲ望ミ羨ムト云ハ、欲火欲情ノコト也。譬ヘハ、今日人モ善キ幸ヒ有レハ、是ヲ浦ヤム如シ。是欲情ノ訳也。人ノ幸ヲ望ミウラヤムト云ト、吾カ不得幸ナレハ其利ヲ得ル^レハナラヌ也。今日人上ニアル^レ、アルヒハ人ノ富ルヲ見テウラヤミ、人ノ官録ヲウラヤム天下人ノ通情也。身アリテ無差服、口有リテ無不食ト云道理テ、人々其幸^レ備ルナリ。然レトモ、己ニツナハラサル幸ハ、其利ヲ得ル^レハナラヌ也。人ノ財宝ヲ貪ホリ、ウルトイヘト、其人ニ得タルトコロノ幸ハ、其財宝其身ニツカサル理リ有ル也。然ハ、人ノ幸ヲ浦山敷ク思フベキ^レハ有ルマデキ也。サレハ、各々我^レ得ル^レトコロノ職分ヲ務メテ、天命ニマカスヘキ也。然ハ天ノ意ニ可合者ナリ。是ヲ以、人戒ムルノ教ナリ（大西親盛筆写『師伝神代卷聞記 下』『新編荷田春満全集』第二卷 二二九〜二二〇頁）。

このように、「幸易」の記述は、各人が持っている天分を尽くすことが大切であり、他人の「幸」を羨むのは不徳で

ある、ということを見せているのだという理解である。それゆえ、「幸易」を提案するのは不徳の兄からでなければならぬのである。たとえ古事記の記事が事実であったとしても、それでは道德の教えとはならないため、日本書紀では両者を入れ替えて記述したのだろうと、春満は理解しているのである。春満が古事記では弟神が「幸易」を提案したという記述は誤りであると考えた根拠は、神代卷の説を採り、それを以て古事記の「誤り」（道德的な意味で）を正そうという態度が窺われるのである。このような『古事記節記』の記述のみでは春満の意図が十分に理解できなかった箇所においても、神代卷解釈を参照することで「神祇道德説」に基づく主張であったことが判明するのである。

④ 景行記 大碓命と小碓命

現在では、小碓命（ヤマトタケルノミコト）は、朝参しない兄の大碓命を説諭せよという父景行天皇の命を受け、厠に入っていた大碓命の手足を「搯批」ぎ、薦にくるんで殺してしまったと解釈されているが、春満はそのような理解していない。

朝曙入厠——トハ、コノ義難通シ、然レ氏、コレハマシナヒノコト、ミエルナリ、兄等カ厠ニ入り玉フトキ、小碓命カクマシナヒ玉フト云フ也、コレ朝参シタマフヤフノ、マシナヒトミユルナリ、セキ貍トハ、獸ノ一種ナリトミユ、今ニテハ何レノ毛物ノヲ云カ不知、且鹿ヲ、カセキト云フ不解語ナリ、コレハ、セキニ似タルシカト云コトニテ、鹿ヲ、カセキト云カトナリ、ソノセキト云ハ、コノ毛物ノコトナルヘシ、カ貍ハ、烏華切、音厄、説文、鼠属、重文、从豸、作豸非是、貍ハ類迷切、音皮、猛獸、孔安国曰、一名執夷、虎也、陸璣曰、似虎、一説似熊、遼東謂之白熊、尔雅、貍、白狐、説文、貌、属作貍、義同云々、其肢トハ、毛物ノ手足ヲヒキサキテト云ノコ、ロナリ（三三三丁オ、二一五頁）

「搯批」の二字を「豨豨」の誤字と解釈し、小碓命は大碓命を殺してはいないと理解するのである。「豨豨」は鹿に似た獣ではないかと推定し、また、中国の字典類では猛獸類を意味するということなども引きながら、何らかの獸類であり、手足を引き裂かれたのは、その「セキ」という獸の事であるとする。つまり、小碓命の行為はまじないであり、それも呪咀ではなく、その獸の手足を引き裂いて、兄が天皇の意向に沿って朝参するよう祈念したのだと理解している。⁽⁹⁾

これ以上の記述は『古事記劄記』の中からは読み取れず、なぜ誤字説を主張しているのかという理由はわからないが、やや強引な誤字説に見え、国譲りの時に建御雷神が建御名方神の手を「搯批」たという記事との整合性も取れないのだが、たとえ不徳でも、弟が兄を殺すことは春満の道德観からは許容できなかったのであろうか。⁽¹⁰⁾ 先述の海幸彦山幸彦の段における神代卷解釈では、皇統に連なるべき弟が不徳の兄を懲らしめるという同じ構造になっており、玉を用いて兄神を懲らしめる記述について、

因誨——曰貧鉤——ト云ハ、畢竟、海神ヨリ、兄火闌降命へ罰ヲアタヘ玉フト云道理リ也。尤、弟尊火々出見ハ、

兄ハ罰ヲアタヘテ、コラシ玉ハントハ思召ネドモ、海神ノ教ノマ、ニ随ヒ玉フナリ。海神、罰ヲアタヘ玉フト云

理リハ、天稚彦ノ還矢ニアタリ玉フ道理ト同シ也。君トシテ天下ヲ治ルニハ、称ト罰トノニツテ、懲スト赦フ

ノト云フナクテハナラヌ也。扱テ、潮満瓊潮^{潮方}瓊ト云モノハ、懲スト赦トノニツ也。人ヲコラスニ、劍ゲキヲ

用ヒ不給、玉ヲ以テ賞伐ヲ行フト云ハ、玉ノ徳ヲ以テ赦ヒコラシ玉トノ教ナリ。是ハ、火闌降命計ニ限りタルニ非ス、

天下ノ人マデニモ及フ理リ也（『師伝神代卷聞記 下』『新編 荷田春満全集』第二卷、二二七〜二二八頁）。

と、兄の火闌降命（海幸彦）は不徳ではあるが、火々見尊（山幸彦）は罰することまでは欲してはいなかった。しかし海神の教えに従い、君たるものとして賞罰を明らかにするために兄を反省させ、苦しめただけであるという理解

を見せており、神代のみならず人代にも通用する道理であるとしている。古事記における解釈において、父の天皇の命により、兄の不徳を正そうとする場面に、まさにこの道德説が援用され、徳をもって懲らしたのだと理解するため誤字説が展開され、小碓命は兄が父の命令に従うよう祈念しただけであり、大碓命に直接危害を与えていないのだと解釈したものと考えられるであろう。

⑤ 仲哀記 「向一道」の解釈

『古事記』では、熊襲を討つため九州に巡幸した仲哀天皇に、熊襲を討たず、海を渡れという神託が下された。それに対して天皇は積極的ではなかったため、神は「向一道」と宣言し、天皇は崩御された、という記述であるが、この「向一道」に関しても春満は独特の解釈をしている。

向一道トハ、クマソヲウタントスル、タ、一筋ノ道ニヲモムケト云意也（三五丁ウ 二二七頁）

と理解している。この箇所は仲哀天皇が神託に不審を抱きつつも、武内宿祢の慫慂により不承不承に琴を弾き、その音が絶えた時に崩御していたと記述されており、賀茂真淵はこの「一道」とは黄泉への道と解釈しており、本居宣長も『古事記伝』で真淵説を支持し、黄泉への道と理解している。⁽¹⁾後の文脈を考えれば、熊襲討伐は神の承諾する所ではなく、神功皇后が神託に従い渡海していることから、『古事記劄記』が「向一道」を、熊襲へ向かえとの神託とする解釈は、いささか強引な解釈であるように思われる。これは、神の教えに従わず、天皇が崩御したのだという解釈を回避しようとしたことが窺われ、春満の道德説および天皇観が反映しているとも考えられるであろう。

以上、『古事記劄記』にみられる神祇道德説は、右記の数例に見えるのみであり、神代卷注釈書類においては頻出

する道徳的解釈の記述と比較すれば、全体を通してはそれほど多いとは言えない。また、春満は、教えを伝えるために神々の事跡になぞらえ、神代卷を舎人親王が編纂したと考えており、神武天皇以降の人代は事実の叙述として区別されていると考えられるので、垂仁記に見られる沙本毘古・沙本毘売の反逆譚や、允恭記の軽太子の不倫など、当時の春満の道徳観念に照らして指弾すべき箇所は多く見られるが、特に注釈すら加える事はなく、淡々とした語句の注釈に徹している。おおよそ『古事記劄記』は、古事記をいにしえの事実を素朴に記述した書としてとらえる見方が大半ではあると考えられよう。

おわりに

春満の古事記註釈の態度については、従来の研究にも言及されている通り、日本書紀の記述を優越させることや、「神祇道德説」による解釈が若干窺えることなどが指摘されていたが、本稿において『古事記劄記』の内容を詳細に検討した結果でも、「神祇道德説」を古事記解釈においても援用している箇所を具体的に指摘することが出来た。

しかし、それらをもって、三宅清の評するように、国学以前の研究と評するのは簡単であるが、いかがであろうか。たしかに、宣長以降に完成された後世の国学イメージから春満の学問を理解していく過剰な読み込みは排すべきであろうが、真淵・宣長の古事記研究から全く切り離されたものと断定することもまた、行き過ぎた理解であろう。古事記受容史においては、古事記に見る、いにしえの素朴な「事実」こそ「真実」である、という認識の転換が真淵、そして宣長の古事記解釈に起こった、いわばコペルニクスの転回であったのだろう。しかし、『古事記學』掲載の前稿においても指摘したが、春満の古事記研究は賀茂真淵の研究に直接つながるものであり、意識はされていないが本居

宣長にも訓読への影響は認められるのである。注釈の立場においては、真淵以降の理解とは異なることは明らかであり、本稿でもまた確かめられたところであるが、国学者による古事記理解が段階的過程を経て展開していく実態の具像を示すことはできなかったのではないだろうか。すなわち、訓読を含めた古事記全体の研究においては、先駆者としての春満の学的位置づけも、また確かなものではないだろうか。

なお、東羽倉家文書の閲覧に当たっては、京都市東丸神社宮司、松村準二氏の御高配を賜った。

註

- (1) 中村啓信『荷田春満書入古事記とその研究』高科書店、平成四年。
- (2) 近世の稲荷社家。秦氏三家のうち西大西家を継ぎ、稲荷社の神職の首座である下社神主・社務となる。若年から春満に従学し、多くの講義録、書入れ本が東羽倉家文書に残されている。
- (3) 『荷田全集』所収の『古事記笥記』と原本の表記の相違については、鈴木健多郎「荷田全集版『古事記笥記』と原本との表記比較」『近世中期の復古神道形成過程に関する史料的研究』研究成果報告書（令和元年度國學院大學特別推進研究 研究成果報告書）國學院大學、令和二年二月、を参照。
- (4) 岩橋小弥太「荷田春満の神祇道德説」『国史学』第六・七・八号、昭和六年、後に『神道史叢説』吉川弘文館、昭和四十六年に所収。
- (5) 「門人契約及姓名録」は東丸神社蔵、卷子装、誓詞に続き、元禄十三年十一月朔日の芝崎好高（江戸神田明神神主）から宝永二年二月二十三日の鶴川直積（相模国大住郡子易社神職）までの二十七名が姓名を自署している。翻刻は『神道

- 大系 論説編二十三 復古神道（一）荷田春満『神道大系編纂会、昭和五十八年、に所収。
- (6) 松本久史「【解題】『日本書紀』神代卷講義の聞書および問答書類について」『新編 荷田春満全集』第二卷、松本久史『荷田春満の国学と神道史』弘文堂、平成十七年にも再録。
- (7) 註6前掲書。
- (8) 本書は、享保十年五月二十四日に講義が終了したとの記述がある（『新編 荷田春満全集』第六卷、二六〇頁）。
- (9) 獸を殺して呪うことは、延喜式祝詞「大祓詞」の「国津罪」の一つに挙げられている「畜仆蠱物」の罪を想起させるが、大祓詞への言及は見られない。なお、荷田在満の『祝詞式和解』におけるこの箇所の解釈は、「畜仆シ蠱物セル罪トハ、蠱ハ、毒ヲ蓄ヘテ人ヲ殺スヲ云、其蠱ヲ作ルニハ、氣物ヲ殺シテ其毒ヲ取カ故ニ、畜仆シ蠱物スルト云ナリ」〔『新編 荷田春満全集』第二卷、四〇一頁〕とあり、生き物を殺して毒をとり、人を呪殺する罪という理解を示しており、解釈は合致しない。
- (10) 因みに、本居宣長はこの箇所につき、大碓命の手足を全て引きちぎったのではなく、手のみであったと理解して、「さて手を抜離去れ賜ひて後、其兄王の命は、如何ありけむ、存亡知らず【手或は足を去ても、死ざることもあり、】」（『古事記伝』『本居宣長全集』第十一卷、筑摩書房、昭和四四年、一九三頁）と、大碓命の生死については判断を留保している。
- (11) 賀茂真淵は、寛永版本の「一道」の本文に「天下則有諸道、黄泉唯一道」と傍書している（『賀茂真淵全集』二十六卷、続群書類従完成会、昭和五十六年、一七八頁）。本居宣長は、「向一道とは、黄泉国に罷坐せとの謂なり、其は天下に諸道あり、黄泉国はたゞ一道なり、と師の云れたる如く」（『古事記伝』『本居宣長全集』十一卷、三五二頁）としている。